

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	亀岡地区 (三宅、古世、上矢田、中矢田、下矢田、荒塚、追分、安町、宇津根、余部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、亀岡市の中央部に位置し、一般国道9号線、京都縦貫自動車道やJR山陰本線が縦断しており、中心部は市街化区域となっており、その周辺部に農地が存在している。地区全体では、農業者の高齢化が進んでおり、後継者不在の農地が増加している。

現在、地区内では、生産性の向上と耕作放棄地の発生防止による優良農地の確保を目的に、国営緊急農地再編整備事業「亀岡中部地区」余部・安町工区(40ha)の工事も進んでいるが、今後、水稻だけでなく高収益作物の導入による収益力の向上、機械の大型化など省力化への取組が必要である。また、後継者不在の個人農家が多いため、地域の担い手として、営農組織の立上げや従事者の育成確保が大きな課題である。

また、山裾の農地では鳥獣被害も深刻化しており、営農意欲の低下とその対応策が大きな課題ともなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地区では、営農組織や認定農業者等の担い手への集積・集約を進めるとともに、基盤整備事業を実施している地区では野菜等の高収益作物の生産を進め、可能な限り営農を継続する。
・農地の有する多面的機能の維持できる農地管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	136.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	110.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・拡大意向のある認定農業者・営農組織等の担い手に対して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・当地区内では、現在、基盤整備事業(国営緊急農地再編整備事業「亀岡中部地区」)を実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・目標地図に位置付けられている担い手の他、今後も多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進めていく。 ・地区内外の認定農業者・営農組織等の担い手の確保等を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。